

(別紙)新旧対照表

変更事項の内容

新	旧
<p>【「構造改革特別区域計画」中】</p> <p>1～5 略</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(1) 合格者の向上</p> <p>「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率の向上及び合格者数の拡大が見込まれる。</p> <p>(2) 優秀な情報処理技術者の輩出</p> <p>従来から応募が多かった愛媛県東予地域の学生のみならず、県内他地域及び県外から、「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」を実施する情報関係の学校に志望することが見込まれ、そういった多くの学生が互いに刺激しあうことにより、本市に多数の優秀な人材の輩出が可能となる。</p> <p>(3) 地域産業の活性化</p> <p>化学工業及び一般機械産業においては、大企業の下請けで培った技術を活かして独自に製品を開発したり、大学や研究機関と共同で福祉機器などを開発製造したりするなど、自立産業都市を目指した</p>	<p>【「構造改革特別区域計画」中】</p> <p>1～5 略</p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(1) 合格者の向上</p> <p><u>「修了者に対する初級アドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び</u>「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率の向上及び合格者数の拡大が見込まれる。</p> <p>(2) 優秀な情報処理技術者の輩出</p> <p>従来から応募が多かった愛媛県東予地域の学生のみならず、県内他地域及び県外から、<u>「修了者に対する初級アドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び</u>「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」を実施する情報関係の学校に志望することが見込まれ、そういった多くの学生が互いに刺激しあうことにより、本市に多数の優秀な人材の輩出が可能となる。</p> <p>(3) 地域産業の活性化</p> <p>化学工業及び一般機械産業においては、大企業の下請けで培った技術を活かして独自に製品を開発したり、大学や研究機関と共同で福祉機器などを開発製造したりするなど、自立産業都市を目指した</p>

産学官の取り組みが活発になっている。このようなことから、「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」を実施することで、本市の産業が労働集約型産業から高付加価値型産業へと産業構造を変革させることにより、新たな雇用の創出及び地場産業の活性化が図られる。

7 略

8 特定事業の名称

(削除)

1 1 3 2 ( 1 1 4 4、1 1 4 6 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

( 1 ) ~ ( 6 ) 略

【産業の高度化への支援】

( 7 ) 先端機器導入に対する補助事業

・先端機器の導入を行う企業に対する補助

( 8 ) 新製品開発に対する補助事業

・新製品の研究開発を行う企業に対する補助

産学官の取り組みが活発になっている。このようなことから、「修了者に対する初級アドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」を実施することで、本市の産業が労働集約型産業から高付加価値型産業へと産業構造を変革させることにより、新たな雇用の創出及び地場産業の活性化が図られる。

7 略

8 特定事業の名称

1 1 3 1 ( 1 1 4 3 ) 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

( 1 ) ~ ( 6 ) 略

【産業の高度化への支援】

( 6 ) 先端機器導入に対する補助事業

・先端機器の導入を行う企業に対する補助

( 7 ) 新製品開発に補助事業

・新製品の研究開発を行う企業に対する補助

<p>【東予産業創造センターによる支援】</p> <p><u>( 9 )</u> 人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン研修、新入社員研修、自己啓発研修、管理職研修、中小企業技術研修等の開設</li> </ul> <p><u>( 1 0 )</u> 新産業創造事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新製品の販路拡大や新技術の利用拡大における支援</li> </ul> <p><u>( 1 1 )</u> 技術コンサルティング事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録専門相談員をはじめ、新居浜工業高等専門学校や愛媛県工業技術センター、新居浜市立工業試験場、圏域大企業と連携し、専門家から指導を受けるとともに技術的な問題等の相談業務の実施</li> </ul>	<p>【東予産業創造センターによる支援】</p> <p><u>( 8 )</u> 人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン研修、新入社員研修、自己啓発研修、管理職研修、中小企業技術研修等の開設</li> </ul> <p><u>( 9 )</u> 新産業創造事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新製品の販路拡大や新技術の利用拡大における支援</li> </ul> <p><u>( 1 0 )</u> 技術コンサルティング事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録専門相談員をはじめ、新居浜工業高等専門学校や愛媛県工業技術センター、新居浜市立工業試験場、圏域大企業と連携し、専門家から指導を受けるとともに技術的な問題等の相談業務の実施</li> </ul>
<p><u>( 削除 )</u></p>	<p>別紙 1</p> <p><u>1 特定事業の名称</u></p> <p><u>1 1 3 1 ( 1 1 4 3 ) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u></p> <p><u>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</u></p> <p><u>( 1 ) 学校法人 河原学園</u></p> <p><u>国際テクニカルビジネスカレッジ ( 愛媛県新居浜市坂井町 1 丁目 9 - 2 3 )</u></p> <p><u>3 当該規制の特例措置の適用を開始する日</u></p> <p><u>計画認定の日</u></p>

#### 4 特定事業の内容

##### (1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 別添資料1  
学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

##### (2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率(Aコース:表1のとおり)以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

講座の出席率の基準(表1)

初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 90%以上  
学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

平成16年4月1日から平成17年12月31日の期間に国際テクニカルビジネスカレッジ総合情報学科講座を履修し、かつ、初級システムアドミニストレータ補講講座(Aコース)(表2)を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座(Aコース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

(表2：初級システムアドミニストレータ補講講座(Aコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	システム応用 (データベース応用)	シスアド概論(EUC)	5
2	システム応用 (データ資源管理)	シスアド概論(EUC)	6
3	リスク管理	シスアド概論(運用・管理)	2
4	情報システム基盤の情報化	シスアド概論(EUC)	3
5	情報通信	シスアド概論(EUC)	3
		合計	19

コマ50分

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する試験問題を使用し、実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定

	<p><u>講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。</u></p> <p><u>このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。</u></p>
<p><u>別紙</u></p> <p>1 略</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者</p> <p><u>(1) 講座の開設者</u></p> <p>学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ（愛媛県新居浜市坂井町1丁目9-23）</p> <p><u>(2) 修了認定に係る試験の提供者</u></p> <p>株式会社サーティファイ（東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル）</p>	<p><u>別紙2</u></p> <p>1 略</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者</p> <p><u>(1) 学校法人 河原学園</u></p> <p>国際テクニカルビジネスカレッジ（愛媛県新居浜市坂井町1丁目9-23）</p>

3 略

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座（Aコース）別添資料のとおり

学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験2級」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の80%以上の出席率をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

（削除）

3 略

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

基本情報技術者講座（Aコース）別添資料2

学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

当該認定に係る講座の出席率（Aコース：表3のとおり）以上をもって履修後、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

講座の出席率の基準（表3）

基本情報技術者講座（Aコース） 90%以上

学校法人 河原学園 国際テクニカルビジネスカレッジ

平成16年4月1日から平成17年12月31日の期間に国際テクニカルビジネスカレッジ総合情報学科講座を履修し、かつ、基本情報技術者補講講座（Aコース）（表4）を履修することにより、基本情報技術者講座（Aコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

(表4：基本情報技術者補講講座(Aコース))

番号	項目	教科名	授業数
1	ハードウェア (エンベデッドシステム)	基本情報概論 (ハード・ソフト)	2
2	システムの開発 (ソフトウェアパッケージ)	基本情報概論 (システム設計)	4
3	ネットワーク技術	基本情報概論 (ハード・ソフト)	4
4	関連法規(情報通信)	基本情報概論 (情報化社会)	3
5	関連法規 (その他の法律・倫理)	基本情報概論 (情報化社会)	3
		合計	16

1コマ50分

また、国際テクニカルビジネスカレッジにおいて平成16年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、平成18年4月から実施されている基本情報技術者講座(旧Aコース)を履修している者にあつては、基本情報技術者講座(Aコース)の履修項目と重なっている項目のうち、履修済の項目については履修したものとみなし、未履修項目のみを当該講座において履修することにより、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

おつて、これら有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社



サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

（３）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題、または、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認められた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

（３）修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する試験問題を使用し、実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回、修了認定に係る試験を実施する。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1	情報の基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2	データ構造とアルゴリズム
	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3	ハードウェア
	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4	基本ソフトウェア
	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御

	主記憶管理、仮想記憶	
	入出力制御、ジョブ管理	
	ファイル管理、障害管理	
	ヒューマンインタフェース、日本語処理	
	ミドルウェア	
5 システム構成と方式		
	システム構成方式、処理形態	
	システム性能、信頼性	
	応用システム	
6 システム開発と運用		
	プログラム構造、制御構造	
	プログラム言語、言語処理系	
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用	
	開発手法、設計手法、テスト手法	
	システムの環境整備、運用管理	
7 ネットワーク技術		
	プロトコルと伝送制御	
	符号化と伝送技術	
	LANとインターネット	
	電気通信サービス	
	ネットワーク性能	
	伝送媒体、通信装置	
	ネットワークソフト	
8 データベース技術		

	データベースモデル	
	データの分析・正規化	
	データ操作	
	データベース言語、SQL の利用	
	DBMS の機能と特徴	
	データベース制御機能 (排他制御、リカバリ)	
9 セキュリティ		
	セキュリティ対策	
	プライバシー保護	
	ガイドライン	
10 標準化		
	情報システム基盤の標準化	
	データの標準化	
	標準化組織	
11 情報化と経営		
	経営管理 (経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)	
	情報化戦略 (業務改善など)	
	IE 分析手法、管理図	
	確率と統計	
	最適化問題、意志決定理論	
	情報システムの活用 (ビジネスシステム、企業間システムなど)	
	関連法規 (情報通信、知的財産権)	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

(以下、削除)

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本市が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議し、認定を受けるものとする。